

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

業務を改善しようとする中小企業を応援します

制度の概要 事業場で、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を行うとしている場合で、事業場内に800円未満の時間給（時間換算額）の労働者がおり、最も低い時間給（時間換算額）の労働者の賃金を40円以上引上げた場合、業務改善に要する費用を一定の範囲で助成するもの。

助成額 下記の表の2助成対象経費に3補助率を乗じて得た額と1基準額を比較して、いずれか少ない額が助成対象となります。（ただし、下限は10万円とし、その場合の助成額は5万円となる）

1 基準額	2 助成対象経費	3 補助率
100万円	交付要綱第3条第1項に掲げる経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、原材料費、機械装置等購入費、試作・実験費、造作費及び委託費	2分の1 常時使用労働者が、企業全体で30人以下の事業場 4分の3

支給対象となる事業主 下記の「業種」に応じて、①「資本金の額または出資の総額」または②「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主であること。

業種	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

以下の事項に該当しない事業主であること

- 交付申請日の3ヶ月前から助成事業実施年度の末日までに次の行為等を行った場合
 - 解雇を行うこと。（天災事変等やむを得ない場合、労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く）
 - 人員整理のために希望退職を募り、労働者がこれに応じたこと。
 - 引上げ対象労働者以外の労働者の賃金を引き下げるこ。
- これまでに、賃金引上計画に基づく助成金の交付を受けたことがある場合。
- 同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体から他の補助金（間接補助金を含む）の交付を受けた場合。
- 偽りその他の不正行為により本来うけることのできない各種助成金を受け又は受けようとしたことにより、愛知労働局長から過去3年内に助成金の不支給措置が取られている場合。
- 交付申請日の前日から起算して3ヶ月前の日から助成事業実施日の属する年度の末日までの間に、労働関係法令の違反により送検されるなど支給することが適切でないものと認められる場合。
- 暴力団関係事業場であると認められる場合。

申請手続 助成金の申請には、交付申請書及び事業実施計画書の愛知労働局労働基準部賃金課への申請が必要です。

お問い合わせ先 愛知労働局労働基準部賃金課（☎052-972-0257）

ように作業方法を決定し、労働者を指揮させること。
※同規則第33条 事業者は、局所排気装置等を設けることが出来ない業務では、全体換気

装置を設け、有機ガス用防毒マスクを使用させること。
※昭和59年2月16日付け 「安全衛生教育の推進について」通達

有機溶剤業務に従事する者に対し知識を付与する目的で、「特別教育」に準じた教育を推進すること。教育時間は、有機溶剤による健康障害等の

計4・5時間たとえ少ない使用量、短時間の作業であつても、取扱物質の危険性・有害性を「知らない、知らせていない」では、作業の

安全を根本から損なう。改めて確認しておこう「この作業で、欠けているものはないか？」と。（Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長）